



2018年5月18日

税関総署、税関企業信用管理弁法を公布 信用等級に関する認定基準や管理措置を変更

税関総署は2018年3月3日付で《中華人民共和国税関企業信用管理弁法》（税関総署第237号令、以下「本弁法」）を公布し、2018年5月1日に施行しました。

税関企業信用管理は、税関が企業を4つの信用等級（高級認証企業・一般認証企業・一般信用企業・信用喪失企業）に分類のうえ等級別に管理する制度のことで、《中華人民共和国税関企業信用管理暫定弁法》（税関総署第225号令、以下「暫定弁法」）に基づき、2014年12月1日より施行されています。

本弁法はこの制度に基づき、信用等級の認定基準の調整、信用等級別の優遇措置・罰則的措置の改定などを行っています。なお、暫定弁法は本弁法の施行に伴い廃止されました。

1. 企業信用情報の収集・公示

税関は、企業の信用情報を収集・開示していますが、本弁法は、税関の情報収集・開示範囲の拡大、企業信用情報管理システムを通じた企業から税関への《企業信用情報年度報告》の提出義務（毎年1月1日から6月30日まで）を追加しています。

税関が 収集する情報	<ul style="list-style-type: none"> ① 企業の登録・登記または備案情報、企業関係者の基本情報 ② 企業の輸出入および輸出入に関わる経営情報 ③ 企業の行政許可情報 ④ 企業およびその関係者の行政処罰・刑事処罰情報 ⑤ 税関が国家関連部門と実施した連合奨励/懲戒情報 ⑥ AEO 相互認証情報 ⑦ その他の企業信用状況が反映可能な関連情報
税関が 開示する情報※	<ul style="list-style-type: none"> ① 企業の税関における登録・登記/備案情報 ② 税関の企業信用状況に対する認定結果 ③ 税関の企業に対する行政許可情報 ④ 税関の企業に対する行政処罰情報 ⑤ 税関が国家関連部門と実施した連合奨励/懲戒情報 ⑥ 税関信用情報異常企業名簿 ⑦ その他の法に基づき開示すべき情報

※ 「インターネット+税関」（<http://online.customs.gov.cn>）、「中国税関企業輸出入信用情報公示プラットフォーム」（<http://credit.customs.gov.cn/>）を通じて、税関は企業の信用情報を開示

SMBC (CHINA) NEWS



2. 信用等級の認定基準・調整

(1) 認定基準

税関は、以下の認定基準に基づき、企業を認証企業・一般信用企業・信用喪失企業として認定します。また、認証企業は、高級認証企業・一般認証企業に区分されます。

認証企業として認定されるためには、税関への申請が必要となり、企業は税関に「認証企業管理適用申請書」を提出し、申請書の受領日から原則 90 日以内に認定基準に合致するか否かが決定されます。

信用等級	認定基準
認証企業 (高級認証企業 ・一般認証企業)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「税関認証企業基準」に合致する企業 <p>※「中華人民共和国税関企業信用管理弁法」および関連付帯制度の実施関連事項に関する公告（税関総署公告 2018 年第 32 号、2018 年 4 月 27 日公布）の規定に基づき、「税関認証企業基準」（税関総署公告 2014 年第 82 号）は本弁法の付帯文書として引続き有効</p>
一般信用企業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 下記のいずれかに該当する企業 <ul style="list-style-type: none"> ● 税関に初めて登録・登記または備案した場合 ● 認証企業が「税関認証企業基準」に合致しなくなり、信用喪失企業に認定される状況が未発生 ● 税関の信用喪失企業への認定日から連続 2 年間において信用喪失企業に認定される状況が未発生
信用喪失企業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 下記のいずれかに該当する企業 <ul style="list-style-type: none"> ● 密輸犯罪または密輸行為がある場合 ● 非通関企業（税関登記をしていない企業）で、下記の両方に該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 1 年以内の税関監督管理規定への違反行為の回数 > 前年度の関連資料（税関申告書・輸出入備案明細書等）の総数の 0.1% ② 税関から受けた行政処罰の累計金額 > 100 万元 ● 通関企業（税関登記をしている企業）で、下記の両方に該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 1 年以内の税関監督管理規定への違反行為の回数 > 前年度の関連資料（税関申告書・輸出入備案明細書等）の総数の 0.05% ② 税関から受けた行政処罰の累計金額 > 30 万元 ● 納付すべき税金または納付すべき罰金を滞納している場合 ● 税関での登記住所または経営場所を探ることができず、さらに税関で登記した連絡先を通じて企業と連絡を取ることができない状況であり、信用情報異常企業名簿への記載が 90 日を超過する場合 ● 税関またはその他企業の名義で不当な利益を得た場合 ● 税関に真実の状況を隠蔽・虚偽の情報を提供し、企業信用管理に影響を与えた場合 ● 税関職員の法に基づく職務の執行に抵抗・妨害し、状況が重大な場合 ● 刑事犯罪により国家信用喪失連合懲戒リストに記載された場合 ● 税関総署が規定するその他の状況

SMBC (CHINA) NEWS



(2) 認定結果の調整

信用等級の認定結果は、下表のとおり調整が実施されます。従前の暫定弁法と比べ、信用喪失企業から一般信用企業への最短昇格期間が1年から2年へ長期化されるなどの調整がなされています。

信用等級	調整時期
高級認証企業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 税関が3年毎に再認証を実施 ■ 一般認証企業に調整された場合、1年以内は高級認証企業への申請不可 ■ 一般信用企業に調整された場合、1年以内は認証企業への申請不可 ■ 信用喪失企業に調整された場合、2年以内は一般信用企業にはなれない
一般認証企業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 税関が不定期で再認証を実施 ■ 一般信用企業に調整された場合、1年以内は認証企業への申請不可 ■ 信用喪失企業に調整された場合、2年以内は一般信用企業にはなれない
一般信用企業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 信用喪失企業から一般信用企業への認定後、満1年後に認証企業への申請可能
信用喪失企業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 信用喪失企業への認定日から連続2年間において信用喪失企業に認定される状況が未発生の場合、一般信用企業へ調整

3. 信用等級別の管理措置

本弁法は、高級認証企業・一般認証企業に対する優遇管理措置を増加させた一方、信用喪失企業に対する罰則的な管理措置を強化しています。

信用等級	適用管理の原則
高級認証企業	一般認証企業への管理措置に加え、以下も適用 <ul style="list-style-type: none"> ■ 輸出入貨物の平均検査率は一般信用企業の平均検査率の20%以下 ■ 税関への担保免除が申請可能 ■ 企業に対する査察・検査頻度の減少 ■ 輸出貨物の税関監督管理区域への到着前に税関申告が可能 ■ 税関から企業への相談員設置 ■ AEO相互認証国家または地区の税関通関の利便的措置 ■ 国家関連部門が実施する約束遵守に対する連合奨励措置 ■ 不可抗力により中断した国際貿易再開後の優先的通関 ■ 税関総署が規定するその他の管理措置
一般認証企業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 輸出入貨物の平均検査率は一般信用企業の平均検査率の50%以下 ■ 輸出入貨物通関手続の優先的取扱 ■ 税関が受領する担保金額は、負担する可能性のある税金総額・税関総署の規定金額を下回ることが可能 ■ 税関総署が規定するその他の管理措置

SMBC (CHINA) NEWS



SMBC
SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED

一般信用企業	本弁法に記載なし
信用喪失企業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 輸出入貨物の平均検査率は80%以上 ■ 検査により問題がない企業のクレーン組立・移動・倉庫保管などの費用の非免除 ■ 一括税金徴収制度の非適用 ■ 特殊な状況を除き、サンプル・画像による通関実施措置の非適用 ■ 経営加工貿易業務の場合、担保の全額提供 ■ 企業に対する査察・検査頻度の引き上げ ■ 国家関連部門が実施する信用喪失に対する連合懲戒措置 ■ 税関総署が規定するその他の管理措置

以上

当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

ご照会先

本店：上海市浦東新区世紀大道100号上海環球金融中心11階/電話：86-(21)-3860-9000・FAX：86-(21)-3860-9999
 上海浦西出張所：上海市長寧区興義路8号 上海万都中心12階1、12、13号/電話：86-(21)-2219-8000・FAX：86-(21)-2219-8199
 上海自貿試験区出張所：上海市浦東新区世紀大道100号上海環球金融中心15階15T21室/電話：86-(21)-2067-0200・FAX：86-(21)-3860-9999
 瀋陽支店：瀋陽市瀋河区青年大街1号 市府恒隆広場16階1606室/電話：86-(24)-3128-7000・FAX：86-(24)-3128-7781
 北京支店：北京市朝陽区光華路1号 北京嘉里中心北楼16階1601号室/電話：86-(10)-5920-4500・FAX：86-(10)-5915-1080
 天津支店：天津市和平区南京路189号 津匯広場2座12階 /電話：86-(22)-2330-6677・FAX：86-(22)-2319-2111
 天津濱海出張所：天津市天津經濟技術開發区広場東路20号 濱海金融街東区E2B8層/電話：86-(22)-6622-6677・FAX：86-(22)-6628-1333
 蘇州支店：蘇州市高新区獅山路28号 蘇州高新國際商務広場12階/電話：86-(512)-6606-6500・FAX：86-(512)-6606-8500
 蘇州工業園区出張所：江蘇省蘇州工業園区蘇州大道西2号 國際大廈16楼/電話：86-(512)-6288-5018・FAX：86-(512)-6288-5028
 常熟出張所：常熟市東南開發区東南大道333号 科創大廈8楼/電話：86-(512)-5235-5553・FAX：86-(512)-5235-5552
 昆山出張所：江蘇省昆山市前進東路399号 台協國際商務広場2001-2005室/電話：86-(512)-3687-0588・FAX：86-(512)-6606-8500
 杭州支店：杭州市下城区延安路385号 杭州嘉里中心2幢5階/電話：86-(571)-2889-1111・FAX：86-(571)-2889-6699
 広州支店：広州市天河区華夏路8号 國際金融広場12階/電話：86-(20)3819-1888・FAX：86-(20)3810-2028
 深圳支店：深圳市福田区中心四路1号 嘉里建設広場二座23層/電話：86-(755)-2383-0980・FAX：86-(755)-2383-0707
 重慶支店：重慶市南岸区南濱路22号 重慶長江國際1棟第34階02号/電話：86-(23)-8812-5300・FAX：86-(23)-8812-5301
 大連支店：大連市西崗区中山路147号 森茂大廈4楼-A室 /電話：86-(411)-3905-8500・FAX番号：86-(411)-3905-8599